

## 練馬区立小学校の校庭開放に関する規則

昭和50年4月1日

教規則第6号

改正 昭和60年 2月28日教規則第 4号  
平成14年 4月12日教規則第17号

(目的)

第1条 この規則は、練馬区立小学校の校庭を学校教育に支障のない範囲で、地域の子どもの健全な遊び場として開放するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(教育委員会の管理)

第2条 校庭開放に関する事務は、別に定めるものを除き、練馬区教育委員会(以下「委員会」という。)が管理するものとする。

(運営委員会の)

第3条 委員会は、校庭開放の円滑な運営を図るため、校庭開放を行う学校(以下「開放校」という。)ごとに校庭開放に係る運営委員会(以下「運営委員会」という。)を置くことができる。

2 運営委員会の名称、構成、任務その他必要な事項は別に定める。

(校庭開放の日時)

第4条 校庭開放の日時は、原則としてつぎのとおりとする。

開放する日	開放する時間	
	3月～10月	11月～2月
土曜日、日曜日、祝日、夏季・冬季・春季休業日	午前9時～午後5時	午前9時～午後4時
平日	午後4時～午後5時	

2 前項の規定にかかわらず学校教育に支障のあるとき、その他特別の事由があるときは、学校長および運営委員会は、開放日の中止または時間の変更をすることができる。

(利用対象者)

第5条 校庭開放は、原則として幼児および児童に利用させるものとする。ただし、幼児については、保護者の付添いを必要とする。

(指導員)

第6条 開放校に校庭開放指導員(以下「指導員」という。)を置く。

2 指導員は、校庭開放に伴う利用者の指導育成、事故防止、開放施設の管理およびその他の事務にあたるものとする。

(事故責任)

第7条 開放時における事故の責任は、原則として利用者またはその保護者が負うものとする。

(委任)

第8条 この規則の施行について必要な事項は、教育長が別に定める。

## 練馬区立小学校の校庭開放に関する規則

---

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則(昭和60年2月教規則第4号)

この規則は、昭和60年3月1日から施行する。

付 則(平成14年4月教規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。